



平成30年度第24号（12月）発行

北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel : 0478-54-1291 Fax : 54-5996
夜間・休日緊急（転送されます）
(公社)千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

岐阜県の豚で豚コレラ3例目発生

【概要】

所在地：岐阜県美濃加茂市

飼養状況：繁殖豚67頭、子豚424頭

12月3日 岐阜県畜産研究所から、飼養豚が食欲不振等の症状を示しているとの通報を受け、岐阜県中央家畜保健衛生所が立入検査を実施。

12月4日 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門で精密検査を実施したところ、患畜であることを確認。

**豚コレラ侵入防止のため、
飼養衛生管理基準の再徹底をお願いします**



特に、下記事項1～5について、再確認をお願いします。

1 適切な衛生管理区域の設定

畜舎の他に、飼料給与、清掃、豚の出荷、死亡豚の管理などの一連の作業に関連する農場内の敷地全てを衛生管理区域とする。

2 野生動物からの病原体侵入防止



3 衛生管理区域に立ち入る車両等の消毒

衛生管理区域外で使用した器具や重機等を、消毒を行わないまま衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用すること。



4 衛生管理区域専用の衣服と靴の設置、使用

衛生管理区域以外の区域で使用した衣服や靴を衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、衛生管理区域専用の衣服と靴を設置し、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、これらを確実に着用すること。



5 従業員教育等

畜舎内での飼養管理を行う者は出来るだけ限定し、消毒や作業手順について定期的に教育や訓練を行うこと。

豚の様子がおかしいな、思ったらすぐに通報を!

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996
夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください